

仕 様 書

1 業務名

豊水倉庫産業廃棄物収集運搬処理業務

2 業務内容

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等に基づき、豊水拠点倉庫から排出される産業廃棄物を適正に処理するため、産業廃棄物等の収集運搬及び処理を行う。

なお、収集運搬は次の期間内に行うこととし、委託者と協議のうえ、日時を決定すること。

(1) 排出場所

豊水倉庫（中央区南8条西2丁目5）

(2) 収集運搬期間

令和8年2月24日（火）から同年3月18日（水）まで（火曜から金曜のみ。原則、午前9時から午後4時まで）

3 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 対象となる産業廃棄物の種類及び排出予定量

産業廃棄物等の種類や数量等は下表のとおり。

なお、種類及び排出予定量は実際の排出量を保証するものではなく、増減する可能性があるため、作業は現状に応じて行うこと。

種類	数量	単位	備考
廃プラスチック類	11,000	kg	寝袋、毛布、おむつ類、生理用品等 ※寝袋及び毛布はアルミ蒸着多層 フィルムに包装されている場合がある

（内訳）

- | | | |
|------------|-------------|---------|
| ・寝袋 | 1箱20kg×250箱 | 5,000kg |
| ・排便収納袋 | 1箱15kg×100箱 | 1,500kg |
| ・おむつ及び生理用品 | 1箱10kg×300箱 | 3,000kg |
| ・毛布 | 1箱15kg×100箱 | 1,500kg |

5 完了報告

受託者は、業務完了後、速やかに完了届を委託者に提出すること。

また、完了届の提出にあたっては、産業廃棄物を確実に処分したことを産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律にいう産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）がそれぞれ契約書に定める期限までに提出されなければならない。

6 負担区分

本業務の履行にあたり、必要となる機器、資材類等本業務に付随する経費については、受託者の負担とする。

また、マニフェストについても業務委託料に含み、受託者が委託者に必要量を提供

すること。

7 その他

- (1) 見積に際して、現地確認を希望する場合は、下記担当者と調整すること。
- (2) 受託者は、業務仕様書に従い誠実に履行しなければならない。
- (3) 受託者は、業務上知り得た秘密を本市の許可なくして第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の履行にあたっては、受託者は作業の安全対策を十分に講じるとともに、事故が発生した場合は一切の責任を負うこと。
- (5) 事故や天災等やむを得ない事情により作業が実施できない場合や遅延が生じる場合には、速やかに委託者へ連絡し指示を受けること。また、必要に応じて施設へ連絡を行い、業務の支障のないよう配慮すること。
- (6) 本業務にて出入する施設において、施設の汚損、破損等の事故が発生しないよう十分な配慮を施すこと。
- (7) 施設内における運搬用の台車、養生資材等の必要資機材については、受託者が準備すること。
- (8) 業務実施にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
 - ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - イ ごみの減量及びリサイクルに努めること。
 - ウ 業務に係る用品等は、最新版の札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (9) 本業務の履行にあたっては、契約書の各条項のほか、関係法令を順守し、適切に処理を行うこと。
- (10) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が発生した場合には、委託者と別途協議するものとする。
- (11) 事前に視察希望の場合は下記担当者あて連絡を行い、日程調整をすること。

8 担当者

札幌市危機管理局危機管理部危機管理課

避難支援担当 岡部、山口

TEL：011-211-3062／FAX：011-218-5115